



## こんなときは届出が必要です

次のようなときは、必ず14日以内に国保の窓口に届出をしてください。

- ・町に転入した
- ・職場の健康保険を脱退した
- ・保険の被扶養者からはずれた
- ・子どもが生まれた
- ・生活保護を受けなくなった
- ・外国籍の人が加入したい



- ・町から転出する
- ・職場の健康保険に加入した
- ・保険の被扶養者になった
- ・被保険者が死亡した
- ・生活保護を受けはじめた
- ・外国籍の人が脱退したい



### こんなときも届出が必要です

- ・町内で住所が変わった
- ・世帯がいっしょになった
- ・世帯を分けた
- ・世帯主や氏名が変わった
- ・修学のため別に住所を定める
- ・保険証をなくした(汚れて使えない)

※手続きには印鑑・証明書などが必要な場合があります。不明なときはお問い合わせください。

**問合せ** 町民生活課 保険年金担当  
☎62-1232

## たくさんのお薬を処方されているかたへ

### 1. 重複・多剤処方にご注意ください。

同じ時期に複数の医療機関を受診し、かつ担当医師が他の医療機関での処方内容を把握できなかった場合、同じような働きの薬が重複したり、飲み合わせが悪くなることがあります。

#### 良くない飲み合わせ例

- ・抗血栓薬 + かぜ薬・解熱鎮痛薬 → 作用が強まり、血が止まりにくくなる。
- ・高血圧薬 + 解熱鎮痛薬 → 効き目が悪くなる。

### 2. 重複多剤服用を防ぐために、かかりつけ医・かかりつけ薬局(薬剤師)を持ちましょう。

日ごろの健康管理や、病気の相談などに対応していただけます。

### 3. お薬手帳は1冊にまとめ、医療機関、薬局に行くときは、忘れずに持参しましょう。

- ・薬の飲み合わせや重複がチェックできるので、副作用などのリスクを減らしたり、医療費の節約にもつながります。
- ・副作用歴・アレルギーの有無、病歴などを記入することで、適正な処方につながります。
- ・外出先で急に具合が悪くなった時や災害時などに、自分の薬の情報を正確に伝えることができます。

**問合せ** 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232

## 子育て世帯への臨時特別給付金申請期限

公務員のかたが給付金を受け取るには申請が必要です。所属庁から証明を受け、本人が申請してください。  
公務員以外の対象のかたは、6月中旬に給付済みです。

**対 象** 令和2年4月分の児童手当を受給するかた

**給付額** 児童手当対象児童1人につき1万円

**申請期限** 10月30日(金)

**問合せ** 健康福祉課 子育て支援担当

☎62-1233